10

前二項に定めるもののほか、法第三十八条の三第一項又は第五項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第四十号の規定の適用については、同号中「確定申告書及び」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する第百二十三条第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定による申告書を含む。）及び」とする。

二　所得税法第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「確定申告書」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する第百二十三条第一項（特定暗号資産の譲渡損失に係る確定損失申告書）（第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下第二百三十三条までにおいて同じ。）」とする。

三　所得税法第百二十二条第二項の規定の適用については、同項中「次条第一項（租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する場合を含む。）」とする。

四　所得税法第百二十五条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「を記載した」とあるのは、「の記載（財務省令で定める記載を含む。）をした」とする。

五　所得税法第百二十七条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「事項」とあるのは、「事項その他財務省令で定める事項」とする。

六　所得税法第百二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「純損失の金額若しくは雑損失の金額」とあるのは「純損失の金額、雑損失の金額若しくは租税特別措置法第三十八条の三第二項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（第百五十五条において「特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」という。）」と、「の規定による申告書」とあるのは「の規定による申告書又は同法第三十八条の三第五項において準用する第百二十三条第一項（特定暗号資産の譲渡損失に係る確定損失申告書）の規定による申告書」と、「同条第二項各号に掲げる事項」とあるのは「それぞれ第百二十三条第二項各号に掲げる事項その他財務省令で定める事項又は同法第三十八条の三第五項において準用する第百二十三条第一項に規定する政令で定める事項」とする。

七　所得税法第百五十二条の規定の適用については、同条中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号若しくは第八号」と、「に掲げる金額」とあるのは「又は第八号」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。

八　所得税法第百五十三条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項第一号若しくは」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号又は」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」とする。

九　所得税法第百五十五条の規定の適用については、同条中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額若しくは特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「の規定の適用」とあるのは「若しくは租税特別措置法第三十八条の三第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用」とする。

十　所得税法第百五十七条の規定の適用については、同条第一項中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号」と、「若しくは第七号」とあるのは「又は第七号」と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で定める規定に掲げる金額」と、同条第四項中「若しくは第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号」と、「若しくは第七号」とあるのは「又は第七号その他財務省令で定める規定」とする。

11

法第三十八条の二第一項の規定の適用があり、かつ、法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合又は同条第五項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、前条第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の二第二項	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の繰越控除）の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第二百十九条において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第十七条第四項第五号	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第九十七条第二項	確定申告書	確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）において準用する法第百二十三条第一項（特定暗号資産の譲渡損失に係る確定損失申告書）（法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。）以下第三百三十条までにおいて同じ。）
	総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第百七十九条第一号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百十九条第二項第二号	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の繰越控除）の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第三項までにおいて「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項及び第二百二十二条第二項	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百五十八条第一項第二号	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する譲渡所得等の金額（同法第三十八条の三第一項の繰越控除）の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第三項までにおいて「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
第二百五十八条第一項第三号	の総所得金額	の総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
	課税総所得金額	課税総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（以下「特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」という。）